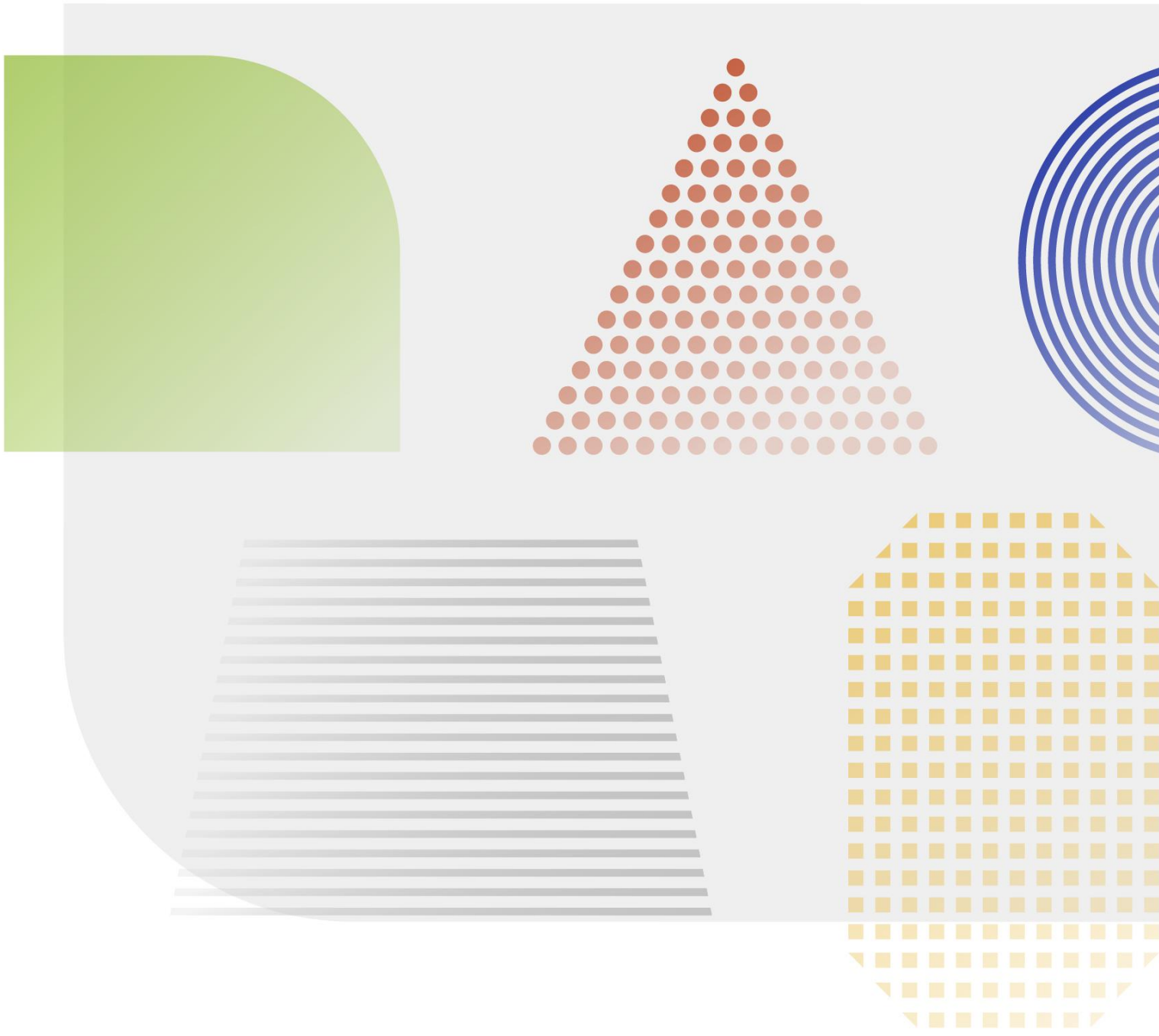


ASI 用語集

第1版

2022年5月



アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- すべての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにする。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。
- 採掘、製造、使用、リサイクルというアルミニウムのライフサイクルにおいて責任を共有する素材管理を推進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

「ASI」関連のクレームを実行する組織はそれぞれ、常に「適用法」（ラベル表示、広告、および消費者保護に関連する法令および規則、ならびに競争もしくは独占禁止に関連する法令など）に対する各自の「遵守」に関する責任を負う。「ASI」は、他の組織によるいかなる「適用法」違反や「第三者」の権利侵害（それぞれ、違反と定義する）についても、一切責任を負わない。「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示に関連してまたはこれらへの依拠によりかかる違反が発生した場合でも同様とする。「ASI」は、「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示を「遵守」することで、「適用法」を「遵守」した状態となる、またはあらゆる違反の発生を回避できるという約束、表明、保証は一切行わない。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

用語集

認定	「ASI 基準」への「適合性」についての「監査」および評価を実施する「監査人」の能力を確認すること。
認定範囲	「ASI」「認定範囲」は、認定「監査人」が「ASI」「監査」の実施を認められる、以下に特徴づけられた範囲および境界線を定義している。 「ASI 基準」 - 国または地域 「アルミニウム」のバリューチェーンの部門 「監査人」のリスト
影響を受ける人や組織	「影響を受ける人や組織」には以下のものを含む。 「先住民」 「地元コミュニティ」 - その他の「有権者」 「ステークホルダー」
外来種	過去または現在の自然な分布の外側から持ち込まれた種、亜種、またはより低位の分類。生存し、その後繁殖する可能性のある、当該種のあらゆる部分、配偶子、種子、卵、散布体を含む。（ Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2002 （生物多様性条約事務局、2002 年））
アルミナ	水および無水状態の「アルミニウム」酸化物からなる化合物のグループ。「ボーキサイト」鉱石を精製した製品。主な形態は、酸化「アルミニウム」(III)(Al_2O_3)であり、「アルミニウム製錬」プロセスへのインプットである。その前駆体、水酸化「アルミニウム」($\text{Al}(\text{OH})_3$)（三水酸化「アルミニウム」または「アルミナ」水和物ともいう）は、化学アプリケーションで使用されるもので、焼成プロセスにより冶金級「アルミナ」に変換される。
アルミナ精製	「ボーキサイト」鉱石から「アルミナ」を抽出するプロセス。一般的にはバヤー法による。
アルミニウム	「アルミニウム」は、元素記号 Al で原子番号 13 の化学物質である。銀白色で、軟らかく、非磁性、延性のある金属である。「アルミニウム」は、地殻内で 3 番目に多い元素であり、最も多い金属である。純粋「アルミニウム」としても、また、他の金属（Mg、Si、Mn、Cu、Zn、Fe、Cr など）との合金としても利用可能である。 「ASI」文書では、この金属を製造するために使われる原材料（「ボーキサイト」鉱石および「アルミナ」）および「アルミニウム」合金についても、総称として「アルミニウム」と呼ぶことがある。「ASI」が対象とするのは、金属「アルミニウム」であり、「アルミ素材」と「アルミ溶湯」の両方、および鋳

	物製品を含むことがあるが、「アルミニウム」を含む他の形態の化合物を含まない。
アルミニウム加工スクラップ	「アルミニウム」を含む物質で、製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れたもの。(ISO14021:2016 から改変) この物質は、生成されたあらゆる場所において、必ずしも規制対象廃棄物ではないことに留意されたい。「アルミニウム加工スクラップ」は、その物質が意図的に製造されたものでなく、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないものである場合には、「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」において「プレコンシューマスクラップ」とみなされる可能性がある。
アルミニウム再溶解／精製	「アルミニウム加工スクラップ」および使用済み「アルミニウム」製品をリサイクルするプロセス。不要な元素または不純物を除去して「アルミニウム」二次地金の品質を改善するプロセスを含むことがある。
アルミニウム製錬	「アルミニウム」酸化物、すなわち「アルミナ」から「アルミニウム」を抽出するプロセス。一般的にはホール・エルー法による。
適用法	「事業体」が事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法」と「ASI 基準」の要求事項との間に不一致が生じた場合、「事業体」は、それが「適用法」に違反する結果となる場合を除いて、より上位の基準に従うべきである。 (Responsible Jewellery Council - Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範 2013) から改変)
影響範囲	以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を包含する。 (a) 「事業体」の活動および「施設」(計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生する恐れがあるもの、またはプロジェクトによる「生物多様性」への間接的な影響もしくは影響を受けるコミュニティの生活が依存している「エコシステムサービス」に対する間接的な影響が発生する場合を含む) (b) 「関連施設」。すなわち、「事業体」が「管理」していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可能であると思われるもの (c) 「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響 (d) の例としては、プロジェクトのサイト、空気流域および水流域、または輸送回廊(国際的な輸送経路)がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路の移設および通行、地域の借用および

	び使用、現場宿舎、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。 （b）について、「関連施設」の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。 （c）について、累積的な影響とは、別個に見れば小規模または緩やかに増加するものと思われがちだが、時間の経過とともに、こうした小規模／緩やかな影響が重大な影響につながるという科学的な懸念、または「影響を受ける人や組織」からの懸念に基づき重要と認められた影響をいう。 累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による水流域における水流の減少、水流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。（International Finance Corporation (IFC) Performance Standard 1 - Guidance Notes（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1- ガイダンスノート）から改変） 注： 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（「生物多様性」）、および9.5（文化的小および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「管理」下にあることがある。しかし、これらの個別基準で要求されている場合には、これらの影響およびリスクは、「事業体」によって評価されなければならない。また、実行可能であれば、軽減手段または制限を施行すべきである。 「事業体」の「影響範囲」の一部である「関連施設」であって、「事業体」の「管理」下にあるものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「管理」下にある「関連施設」の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「適合性」を判断するにあたって考慮されない。 「関連施設」も参照されたい。
生物多様性の価値が高い地域	複数の政府系および非政府系組織によって、「生物多様性」の特徴にとって重要であると認められた地域。これは、典型的には、陸上、水中、または海上において「生物多様性」の世界的な持続に著しく貢献し、保護すべき優先順位の高い生息地を含んでいる場所である（『国連生物多様性条約』の下で作成された生物多様性国家戦略および行動計画によって指定されていることが多い）。「生物多様性」の価値が高い地域を定める、国際的に認められた方法および基準の例を以下に示す。Key Biodiversity Areas（重要な「生物多様性」地域）およびHigh Conservation Value Areas（保護価値の高い地域）。
ASI	アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative Ltd）。

ASI 認定	「ASI 監査」の実施に必要な能力について、「ASI」が確認すること。
ASI 認定監査人(監査人)	「ASI 認定監査法人」を代表してその責任の下に「ASI 監査」を実行する、「ASI」によって個別に認定された適格者。
ASI 認定監査法人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された「適合性評価機関」。
ASI アルミナ	「CoC 認証事業体」から「ASI」「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミナ」。
ASI アルミニウム	「CoC 認証事業体」から「ASI」「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミニウム」。
ASI ボーキサイト	「CoC 認証事業体」から「ASI」「CoC 基準」に従って製造および搬送された「ボーキサイト」。
ASI 苦情解決制度	「ASI」の「基準」策定プロセス、「認証」プログラム、「監査人」の行為、ならびに「ASI」の「方針」および「手続」に関する苦情について、公正かつ適時に客観的な解決を確保することを目指す「ASI」文書。詳細はこちら。 http://aluminium-stewardship.org/asi-complaints-mechanism/
ASI メンバー	以下に示す 6 種類の「ASI」のメンバーシップクラスのいずれかに属している「事業体」または「事業体」の集団。 「製造および加工」（「ASI 認証」の対象） 「産業ユーザー」（「ASI 認証」の対象） 「市民団体」 「下流サポーター」 「協会」 「一般サポーター」 「パフォーマンス基準」において「メンバー」という用語を使用する場合、それは「製造および加工」または「産業ユーザー」クラスの「ASI メンバー」を意味している。
ASI 監査	「ASI メンバー」が「ASI 認証」の要求事項をどの程度満たしているかを判断するための「客観的証拠」を取得し評価する、体系的で、独立し、文書化されたプロセス。監査の種類としては、「認証監査」、「サーベイランス監査」および「再認証監査」がある。
ASI 認証(認証された)	「ASI 認定監査人」が実施する「監査」の結果に基づいて「ASI」が発行する証明であり、適用される「ASI 基準」および文書化された「認証範囲」に対して必要な「適合性」のレベルが達成されていることを示す。

ASI 事務局	「ASI」が組織の事務局機能を実行するために雇用または契約した人々。その任務には、「ASI」保証システムの施行（規定された「監督」機能を含む）が含まれる。
ASI 基準	「ASI」「パフォーマンス基準」および「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」を含む。 「基準」も参照されたい。
関連施設	プロジェクトの一環として出資を受けたか否かにかかわらず「施設」（政府を含む顧客または第三者に別途出資を受けている場合もある）で、その生存能力および存在がプロジェクトのみに依存しており、その製品またはサービスがプロジェクトの良好な操業に不可欠であるもの。 「影響範囲」も参照されたい。
協会	「アルミニウム」バリューチェーンのいずれかの部分に対する商業上の利害を代表する業界その他の事業者団体（「アルミニウム」協会、グリーンビルディング審議会、下流部門の協会など）が利用できる「ASI」メンバーシップクラス。
保証マニュアル	「自己評価」および「監査」の実施方法に関する、「メンバー」および「監査人」向けの説明書。
監査	「ASI 監査」を参照。
監査計画書	文書化された「認証範囲」内で、「メンバー」のどの「施設」および「事業活動」を誰がいつレビューするかを要約し、どの「メンバー」の従業員が関与するかを指定するものとして「監査人」が作成する計画書。
監査報告書	「ASI」保証プラットフォーム <i>elementAI</i> を通じて「ASI 認定監査法人」が作成し、「ASI メンバー」および「ASI」に提出する、「監査」に関する報告書。
監査範囲	「監査範囲」は、「メンバー」の「事業」の性質、規模および影響を考慮の上で「監査人」が定義し、「メンバー」の「認証範囲」内から選定された「施設」、「事業活動」、および最も関連するとみなされて選定された個別基準が含まれる。
監査チーム	「ASI 監査」を実施する1名またはそれ以上の「ASI 認定監査人」で、必要に応じて技術専門家の補佐を受ける。
監査人	「ASI 認定監査人」を参照。
B2DS	「アルミニウム」業界の GHG 排出に関する、国際「アルミニウム」協会による『2°C未満シナリオ』。

ベースライン状態	「新たなプロジェクト」または「重大な変更」の開発以前に存在する環境および社会の状態。
BAU	Business as Usual（平常どおり）。
ボーキサイト	「アルミナ」および「アルミニウム」地金の製造に用いる粗鉱。大部分がアルミナ水和物から成り、さまざまな割合の酸化鉄もある。これには、「ボーキサイト」、霞石、および鉱物や素材を含有する酸化アルミニウムなどが含まれている。
ボーキサイト採掘	営利目的で地球から「ボーキサイト」を採取すること。
ボーキサイト残渣	パイヤー法によって「ボーキサイト」鉱石から「アルミナ」を精製する際に発生する残留廃棄物。主に酸化鉄、酸化チタン、酸化ケイ素、および溶解しなかった「アルミナ」で構成されており、さらに、「ボーキサイト」の原産国によって異なるさまざまなその他の酸化物も含んでいる。（ Bauxite Residue Management Guidance （ボーキサイト残渣マネジメントガイダンス）（IAI、2022 年）から改変。）
温暖化 1.5℃未満シナリオ	今世紀中ごろまでの「アルミニウム」業界の世界的な GHG 排出シナリオ。これは、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 1.5℃未満に抑えるために必要とされる、全世界経済の人為的排出削減に合致している。
生物多様性	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなるを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む。（生物多様性条約）
生物多様性行動計画	「生物多様性」を保護または強化するための計画。 「生物多様性行動計画」には、プロジェクトの軽減戦略がネットゲイン（またはノーネットロス）を達成するためのさまざまな行動および根拠、ミティゲーションヒエラルキーに従うアプローチ、内部スタッフおよび外部パートナーの役割と責任について記述する。（ IFC Guidance Note 6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources, GN91 （IFC ガイダンスノート 6 生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理、GN91）による）
生物多様性ミティゲーションヒエラルキー	「生物多様性」リスク管理を支援するためのツール。環境「影響評価」（EIA）で広く適用されている。以下に示すヒエラルキーのステップがある。回避、最小化、機能回復、修復、代償。（ Business Biodiversity and Offsets Programme (BBOP) & United Nations Environment Programme (UNEP) Finance Initiative, 2010 （ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）および国連環境計画（UNEP）金融イニシアチブ、2010 年）から改変）
贈収賄	違法、非倫理的、または背任となる行為の誘因としての利益を提供、約束、贈与、受領、または要請すること。誘因としては、贈り物、融資、報酬、謝礼、

	またはその他の便益（税金、サービス、寄付、好意的な扱いなど）という形態をとる可能性がある。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
事業	「メンバー」の「管理」下にあり、「アルミニウム」のサプライチェーンに商業的に関与する組織または「事業」。
事業活動	定義された「メンバー」の「認証範囲」内のパフォーマンスに関連する業務、役割、機能またはサービス。「事業活動」は「認証範囲」内の「施設」で実施されるか否かにかかわらない。
CAB	「適合性評価機関」を参照。
CAHRAs	「紛争地域および高リスク地域」を参照。
鋳造工場（鋳造）	「アルミ溶湯」、「アルミ素材」またはその他の合金を通常の原料として、炉で溶融した「アルミニウム」を鋳造して、顧客の仕様に合致した特定の「鋳造製品」とすること。または、溶融した「アルミニウム」を「アルミ溶湯」として顧客に供給すること。
鋳造製品	「アルミニウム」またはその合金で、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品の形態をとり、製造した「鋳造工場」およびユニークな識別番号を表示する物理的な刻印またはマーキングを製品に施し、または製品に添付したもの。
認証(認証された)	「ASI 認証」を参照。
認証監査	「認証監査」は以下で構成される。 「メンバー」の「自己評価」およびその他関連情報に対する、予備的机上レビュー - 訪問および評価すべき関連「施設」および「事業活動」を特定するための「監査計画書」の作成 「監査計画書」の実行による「適合性」の検証 「メンバー」および「ASI」に提供する「監査報告書」の作成
認証期間	「認証」が有効である期間。この後は「再認証監査」または新たな「認証監査」により、「認証」の更新を行わなければならない。「認証期間」は1年間または3年間で、「認証監査」の所見により異なる。
認証範囲	「認証範囲」は、「メンバー」によって定義されるもので、「事業」、「施設」、または「事業活動」のどの部分が「ASI 認証」の対象となるかを規定する。
認証ステータス	「メンバー」の「認証ステータス」は「認証監査」の結果に基づき判断する。「メンバー」の「認証ステータス」としは、非「認証」、完全「認証」、「暫定認証」がありうる。

認証された	現在有効な「ASI 認証」のある状態。
加工・流通過程の管理	サプライチェーンを通じて1つの「施設」または「事業体」から他の「施設」または「事業体」へ「CoC 材料」が搬送される際に発生する一連の「保管」を文書に記録したもの。
児童労働	児童から幼年時代、潜在能力および尊厳を奪い、彼らの精神的、身体的、社会的、道徳的発達にとって危険で有害な労働。児童の通学の機会を奪うことにより学校教育を阻害し、通常より早く学校教育を終えることを余儀なくさせ、または、通学と過度に長時間で過重な労働との両立を強いるような労働を言う。 (International Labour Organisation - What is Child Labour (国際労働機関 - 児童労働とは) から改変)
循環型経済 (CE)	「循環型経済」とは、意図的に修復と再生を行い、「製品」、部品、および材料の有用性と価値を常に最大化し続けることを目指すものであり、技術的循環と生物学的循環とに分けられる。「循環型経済」は、増加している「事業」および経済の資源関連の課題に対処し、成長、雇用創出、および環境への影響の低減（二酸化炭素排出量を含む）を実現する可能性がある。「循環型経済」は、「廃棄物」や汚染が発生しない設計、製品や材料の継続使用、自然システムの再生という原則に基づいている。(Ellen Macarthur Foundation (エレン・マッカーサー財団、2015 年)) 「循環型経済」の主な実施方法は、「製品」のエコデザイン、リサイクル、および再利用を通じて、「廃棄物」の発生および材料のインプットを最小化し、これにより、直線的なアプローチ（採掘-製造-消費-廃棄）から、プラネタリーバウンダリーを尊重する「循環型経済」へと移行することである。「循環型経済」の原則は、国または国際的な政策設定に広く取り入れられるようになってきている。多くの国および「製品」区分で、「寿命終了時」のリサイクル率が上がれば、「アルミニウム」は、「循環型経済」に大きく貢献できる。
市民団体メンバー	公共の利益のために活動する非営利団体（国際的、地域的、全国的、または地元の、環境・人権 NGO、労働機関、「先住民」およびコミュニティベースの組織など）が利用できる「ASI」メンバーシップクラス。
クローズドループのリサイクル	「適格なスクラップ」に指定された「プレコンシューマスクラップ」であって、「事業体」の「認証範囲」内の「施設」から未認証の「施設」を経由し、再び「事業体」の「認証範囲」内の「施設」に戻るまでの追跡が可能であるもの。
CoC	加工・流通過程の管理。
CoC 認証	「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」に基づく「認証」。
CoC 認証範囲	「CoC 認証範囲」は、該当する場合は「外部委託先」も含めて、「事業体」の「事業」または「施設」のどの部分が、「CoC 材料」のインプットおよびアウトプットの目的で「材料会計システム」の対象となるかを定めたもの。

CoC 認証事業体	「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」に基づき「認証された」「事業体」。
CoC 文書	「CoC」「基準」の「原則」9 で規定する、必要な情報を記載した文書。単独の文書（別紙1にテンプレートあり）としても、「事業体」が通常用いる売上請求書または納品文書に組み込んだ形としても作成できる。
CoC 材料	「加工・流通過程の管理」の対象となる種類の材料、すなわち、「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、および「ASI アルミニウム」の総称。
行動規範	組織の行動（最低限のコンプライアンスならびに組織、スタッフおよびその他の人員に対する懲罰を含む）に関する一連の期待および基準を規定する、原則および価値観の表明。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
アルミ素材	「アルミ溶湯」の熱を下げるため、または「鋳造工場」での鋳造工程における合金成分仕様に合致するように、再溶解されて鋳造した形態の「アルミニウム」。再溶解したインゴットまたはスクラップの「鋳造製品」（たとえば、規格外製品など）もこれに含まれる。
回収	リサイクルを目的とした、加工スクラップまたは使用済みの「アルミニウム」「製品」の「回収」。
団体交渉	使用者（または使用者団体）および労働組合（労働組合が存在しない場合は、自由意思により任命された「労働者」の代表者）が労働条件について交渉するプロセス。（ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association（ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由）から改変）
苦情解決制度	個人、「労働者」、コミュニティまたは市民団体が、是正手段として、事業活動および操業に関する懸念事項を提起することができる正式なプロセス。（Human Rights and Grievance Mechanisms（人権および苦情解決制度）から改変）
遵守（適用法令の）	法務、事業、および財務に関するすべての活動が、現行の法律、規則、規範、規制、基準および一般市民の期待に適合していることを確保するための、組織内の手続、システム、または部署を言う。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）	武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、または広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域。武力紛争の形はさまざま、国際的なものや非国際的なもの、2 ヶ国以上が関与する場合、解放戦争が含まれるもの、または内乱や内戦などの場合がある。高リスク地域は、紛争のリスクが高い地域や、OECD デューディリジェンスガイドランスの附属書II の第1 段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、

	制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。「OECD」ガイドンス附属書Ⅱのパラグラフ1では、特に重大な「人権」侵害について以下のように説明している。 - あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い - あらゆる形態の強制労働 - 最悪の形態の児童労働 - 広範な性的暴力など、その他の著しい「人権」侵害および虐待 - 戦争犯罪またはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、または集団虐殺 (OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas (OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイドンス、第3版、2016年、金に関する補足書および附属書Ⅱ) から改変)
適合性	定義された「認証範囲」内の「事業体」の「方針」、システム、手順およびプロセスが、適用される個別基準に適合した形で実施されること。
適合性評価	「自己評価」または「監査」所見は以下のように評価される。 - 適合 「軽微な不適合」 「重大な不適合」 「非該当」
適合性評価機関(CAB)	監査を含む、適合性評価の技法および活動を実施する独立した第三者機関。
協議（協議する）	「事業体」外部の関係者（「影響を受ける人や組織」）および「労働者」との関わり。
委託先	「メンバー」のための役務契約に従い、作業を実施またはサービスを行う個人、企業、またはその他の法的「事業体」。これには再委託先も含まれる。
管理	「事業体」による「管理」とは、以下の事項を言う。 「管理」下にある事業もしくは「施設」について、直接もしくは間接に過半数を所有する、またはその議決権（もしくはこれに相当するもの）の50%以上を（単独で、もしくは他の主体との契約によって）「管理」すること。 - 取締役または経営者（または「管理」下にある事業もしくは「施設」でこれに相当する者）の少なくとも半数を罷免、任命、または指名する権限を直接または間接に（他の主体との契約による場合を含む）有すること。 「管理」下にある「事業」または「施設」について、日々の経営管理（たとえば、職場の基準の策定およびその適用の実施）を執行していること。 - 関連する司法管轄区域において、上記（1）、（2）に記載されたものと類似した「管理」に関する法的に認められた何らかの概念。

	上記では企業という文脈で「管理」を定義しているが、他の組織形態、たとえばフランチャイズ加盟者、ライセンス被許諾者、および該当する場合には個人または家族による「管理」についても、類推によって適用される。
不正行為	委任された権利を個人的利益のために乱用すること。不正行為は、失われた金額および発生した分野に応じて、大規模不正行為、小規模不正行為、政治的不正行為という分類がある。（Transparency International, The Anti-Corruption Plain Language Guide（トランスパレンシーインターナショナル、腐敗防止ブレインランゲージガイド）（2009年）から改変）「不正行為」には、「贈収賄」、「ファシリテーションペイメント」、詐欺、「強要」、共謀、マネーロンダリングなどの行為がある。また、「不正行為」には、不誠実、違法、または背任となる行為の誘因として、贈り物、融資、報酬、謝礼、またはその他の便益の提供または受領もありうる。さらに、横領、影響力を行使した取引、職権乱用、不正蓄財、隠匿、司法妨害などが含まれることもある。（ GRI 205: Anti-corruption 2016 （GRI 205：腐敗防止 2016） p10 から改変）
是正処置	以下のために「メンバー」が実施する処置。 「不適合」またはインシデントによる影響または害の修正または回復 「不適合」またはインシデントの再発防止のための、その原因の除去
是正処置計画	「自己評価」または「監査」中に発見された「不適合」に対応するために、マイルストーンを設定した上で「メンバー」が策定する計画。
CO ₂ 換算（CO ₂ e）	GHG 排出（および大気中濃度）は、物理的単位（たとえば、特定の気体のトンもしくは ppm）、または気候変動に対する相対的な寄与、すなわち、地球温暖化係数によって二酸化炭素の重量（トン）に換算した値（二酸化炭素換算（CO ₂ e）のトンもしくは ppm）である。物理的単位から CO ₂ e への変換係数は、対応する GHG の地球温暖化係数（GWP）である。これは、IPCC が定期的に評価報告書で公表しており、一般的に受け入れられた値である。GWP は、科学的知識の変化に基づいて更新および改訂されている。離れた場所で相対的な GWP を使用する場合、また、異なる時間および異なる活動において CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出量を比較する場合には、注意が必要である。
重大な違反	「監査人」により、または「ASI 苦情解決制度」を通じて発見され、「ASI 認証」プログラムの倫理性に対する重大な問題とみなされる状況。「重大な違反」に該当する状況は、「保証マニュアル」のセクション 6.3 にて詳記している。「重大な違反」が発見された場合、「監査人」は即刻「メンバー」および「ASI」事務局に通知することが義務付けられている。
保管	「事業体」または「外部委託先」による、製造、加工または取引を目的とした、「CoC 材料」の物理的な占有。
慣習法	慣習法とは、「先住民」および地元コミュニティが、義務的な行動規範として受け入れている、一連の慣習、慣行、信仰である。慣習法は、彼らの社会およ

	び経済のシステム、ならびに世代から世代へ受け継がれてきた生活様式の不可欠な要素となっている。
債務による拘束	債務者が提供する個人役務について、または債務の担保として債務者の管理下にある者が提供する個人役務について、債務者による誓約から生じる状態または状況であって、合理的に評価された役務の価値が、債務の清算に向けて適用されていない、または役務の長さおよび性質がそれぞれ制限および定義されていない場合。（ ILO Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery （ILO 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約、1957 年））
直接 GHG 排出	所定の産業プロセスまたはその他の人為的活動（たとえば、燃料の燃焼、電気分解の陽極消耗など）により発生する排出。「間接 GHG 排出」も参照されたい。
水への放出	当該組織が将来利用しない表流水、地下水、海水、または第三者に向けて放出された廃水、使用済みの水、未使用水。水は、定められた放水地点で（点源放出）、または未定義の方法での地上散布により（非点源放出）、水域に放出することができる。水の放出は、公認されている（放出の同意に従っている）こともあれば、非公認（放出の同意を超過している場合）のこともある。（ GRI 303: Water and Effluents 2018 、（水および廃水 2018） p22）
差別	何らかの特性、たとえば人種、民族、カースト、出身国、障害、ジェンダー、性的指向、「労働組合」加入、政治的所属、婚姻状況、妊娠状況、容貌、HIV 感染状況、年齢、またはその他の禁止された基準を理由として、異なる取り扱いを受けることにより、機会および処遇の平等が損なわれる場合。（ Betterwork Discrimination Guidance （ベタワーク差別ガイダンス）から改変）
下流サポーター	航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野で「アルミニウム」を含有する消費者向けまたは民生用製品を製造する組織、飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の包装に「アルミニウム」を使用する組織、ならびに再溶解またはリサイクル目的で物理的な「アルミニウム」の取引または「アルミニウム」の収集を行う組織が加入可能な「ASI」メンバーシップクラス。「下流サポーター」は「ASI 認証」の取得に努めることを要求されない。
ドロス	「アルミニウム再溶解／精製」および「鋳造工場」の炉で発生する溶融「アルミニウム」の表面にある、「アルミニウム」と酸化「アルミニウム」およびガスが完全に混合された層。これは、スキミングとも呼ばれ、金属を鋳造する前に取り除かなければならない。「アルミ溶湯」の容器（たとえば、炉または搬送用取鍋または搬送用樋）の底面および壁面からも回収される。（ Aluminium Recycling in Europe 、（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）
デューデリジェンス	企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。

	(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas (OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス) から改変) 「人権デューデリジェンス」も参照されたい。
エコシステムサービス	人間（企業を含む）がエコシステムから得る便益。以下の 4 つのタイプに分類される。 I. 提供サービス（人間がエコシステムから得る産物） II. 規制サービス（人間がエコシステムプロセスの規制から得る便益） III. 文化的サービス（人間がエコシステムから得る非物質的便益） IV. サポートサービス（その他のサービスを維持する自然なプロセス） (International Finance Corporation (IFC) Guidance Note 6 on Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources (国際金融公社 (IFC) ガイダンスノート 6「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」) から改変)
EITI	採取産業透明性イニシアチブ (Extractive Industries Transparency Initiative) 。
elementAI	「ASI」の保証および「認証」プロセスならびに関連データを管理するための、「ASI」のクラウドベースのプラットフォーム。
適格なスクラップ	以下のいずれかに該当するもの。 ● 供給者の「デューデリジェンス」の適用対象となる「ポストコンシューマスクラップ」であって、「事業体」によってポストコンシューマ由来であるとの評価を受けたもの ● 「加工・流通過程の管理」「基準」の「原則」7 に規定された、供給者の「デューデリジェンス」の適用対象となる「アルミニウム」であって、「ドロス」その他アルミニウム含有廃棄物から回収されたもの ● 他の「CoC 認証事業体」から直接供給され、「CoC 材料」に指定された「プレコンシューマスクラップ」 ● 「商社」から供給された「プレコンシューマスクラップ」であって、「適格なスクラップ」の供給源である「ASI」「CoC 認証事業体」の特定が可能で、検証済みの「CoC 文書」の提出が可能であるもの ● 「原則」7 に規定された、供給者の「デューデリジェンス」の適用対象となる「プレコンシューマスクラップ」であって、「CoC 材料」に指定されたものであり、「事業体」の「認証範囲」内の「施設」から未認証の「施設」を経由し、再び「事業体」の「認証範囲」内の「施設」に戻るまでの「クローズドループのリサイクル」の追跡が可能であるとの評価を受けたもの。

大気への排出	国際条約または国内法もしくは規則によって規制されている大気への排出。組織の事業に対する環境許可証に記載されているものを含む。（ GRI 305: Emissions 2016 （GRI 305：排出 2016）、p20 から改変）
寿命終了時	製品が設計製作された目的の用途を終了した時点。サプライチェーンから返却された不合格「製品」を含めてもよい。
事業体	「ASI メンバー」が所有する、またはその「管理」下にある、「事業」またはこれに類似するもの。「事業体」は、「ASI メンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。「パフォーマンス基準」の適用に関して、「事業体」は、「ASI 認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「認証範囲」において「パフォーマンス基準」を実施する責任がある。
環境製品宣言（EPD）	EPD は、ライフサイクルにわたる環境的影響に関する透明性のある情報（原材料供給、輸送、製造、および関連プロセスを含む）を伝える、独立して検証された公的記録文書である。ライフサイクルにわたる環境的影響の自発的な宣言であるので、ある製品の EPD が存在するということは、宣言された製品が他の製品よりも環境的に優れていることを意味するものではない。EPD は、少なくとも『ゆりかごからゲートまで』（原料入荷から製品出荷まで）の製品段階を対象とするものとする（EN 15804 モジュール A1～A3 より）。すべてのライフサイクル段階（生産段階、建物への設置、使用とメンテナンス、交換、取り壊し、および再利用、回収、リサイクル、処分に向けた廃棄物処理）を含む環境製品宣言は、『ゆりかごから墓場まで』と呼ばれる（EN 15804 モジュール A～C より）。「寿命終了時」の再利用、回収、およびリサイクルが環境にもたらす側面への配慮は、循環型経済に非常に重要であり、『ゆりかごから墓場まで』の EPD に含めるべきである（EN 15804 のオプションモジュール D より）。EPD に基づく建築製品の比較は、それらの建築製品が建築物の環境パフォーマンスにもたらす貢献度により決定される。さらに、EPD 情報を使用した建築製品の環境パフォーマンスの比較は、建築物での当該製品の使用、および当該製品が建築物に与える影響に基づき、ライフサイクル全体を考慮するものとする。これはモジュール A～D に個別にまとめられている（ISO 14025 および EN 15804 から改変）。
同等性（同等）	「認知された基準またはスキーム」の対象とする範囲が「メンバー」の「認証範囲」と合致していること、未対応だった「認知された基準またはスキーム」への不適合について対策がなされていること、を確保するために「ASI 認定監査人」が実施するプロセス。
ESG	環境、社会、およびガバナンス。
ESIA	Environmental and Social Impact Assessment（環境および社会の「影響評価」）。
強要	権力のある地位または知識を保有することを直接的または間接的に利用して、威圧的な脅迫の結果として不当な協力または補償を要求する行為。

	(Transparency International Anti-Corruption Glossary (トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集) から改変)
施設	(地理的に、または所有権によって) 他の「施設」から分離された場所にある、単一または複数の物理的資産。通常は、独自の物理的所在地表示を備えている。異なる物理的所在地表示を備えている、または地理的に相互に分離されている「施設」は、一般的に別の「施設」とみなされる。再委託先、顧客、または供給者が運営する「施設」は含まない。 「CoC 基準」の適用に関する場合、「施設」とは「CoC 材料」を「保管」する現場、敷地または事業所を指す。
ファシリテーションペイメント	少額の支払。『円滑化』、『迅速化』、または『潤滑油』の支払とも言う。支払者が法的またはその他の権利を持つ定常的または必要な活動の実施を確実にする、または促進するために行われる。 (Transparency International Anti-Corruption Glossary (トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集) から改変)
強制労働	ある者が何らかの処罰の脅威の下に強要され、かつ、当該人物が自ら任意に申し出たものではない一切の労務。負債の返済の手段として要求されるあらゆる労務を含む。 (ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Forced Labour (ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 強制労働) から改変)
不可抗力	「事業体」の管理の及ぶ範囲を超えた何らかの行為、出来事、または状況。たとえば、自然災害、事故、パンデミック、または戦争の勃発。
自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)	「先住民」の歴史および現在の実情の多様性、さらには、その制度および意思決定の慣行の広範性を考慮すると、あらゆる場合に通用するような FPIC の定式化は不可能である。「先住民」の権利を扱う国連機関が検討を重ねて、FPIC に関する要求事項としてのいくつかの包括的な原理を 4 つの構成要素で以下のように具体化している。 『自由意思による』とは、強要、脅迫、または不正操作を現実に行わず、またはそのように感じられることなく同意を求めること、および、「先住民」が「協議」の形式を選定できることを意味する。また、この自由というのは、FPIC を得るための「協議」に参加するというのが、「先住民」の果たすべき義務ではなく、自己決定権であることを反映している。 『事前の』とは、「先住民」の権利の享受に影響を及ぼす恐れのある、あらゆる決定または活動の前に十分な余裕を持って同意を求めること、および「先住民」が自分たちのプロセスに従って、かつ自分たちの自由意志によって選んだ代表者および機関を通じて、決断するのに必要な時間を取れるようにすることを意味する。 『十分な情報に基づく』とは、プロジェクトの潜在的なリスクおよび便益について、「先住民」が有意義な評価をするのに必要なすべての情報を完全に開示することを意味する (プロジェクトの位置、期間、範囲、影響、便益、またはパートナーシップモデルを含む)。この情報は、関係する「先住民」が理解可能な形式で、彼らによって同意されたプロセスを通じて提供されなければならない。これには、影響評価への参加または「先住

	民」による実施、独自に技術的および法的助言を得るための資金提供、便益に関する交渉を含む。 『合意』とは、自由意思による、十分な情報に基づく「先住民」の自主的な決定について、その結果にかかわらず、すべての関係者が尊重することを意味する。この決定は、関係する「先住民」との、誠実な、権利に基づく「協議」および協力の結果でなければならない。また、この決定は、彼らが自ら選択した手続および所要時間に従って、自己決定、包括性、合意、調和および世代間の福祉を基礎とした先住権を前提として、彼らに受け入れられるべきである。 (Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples (採掘、アルミニウム産業および先住民)、2015 年 - 「ASI」 「先住民」 アドバイザリーフォーラムで策定したものから改変)。
結社の自由	すべての「労働者」は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、およびその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。 (ILO Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association (ILO ベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由) から改変)
ジェンダー平等を志向する	ジェンダー平等を志向するとは、ジェンダーの役割および不平等の理解を反映した結果、ならびに対等な参加および平等かつ公正な便益の分配を促進する努力の結果を指す。ジェンダー平等を志向することは、ジェンダー分析およびジェンダー包摂により達成される。 (UNDP Gender Responsive National Communications Toolkit (UNDPジェンダー平等を志向する国別報告書ツールキット) から改変)
一般サポーター	「ASI」のミッションを支援する組織（他のメンバーシップクラスの1つに該当しない）が利用できる「ASI」メンバーシップクラス。こうした組織には、政府および規制者、国際機関、投資部門、類似のイニシアチブ、学術研究機関、専門家機関、コンサルタント、メディア組織、関連産業（たとえば、「ボーキサイト残渣」、「ドロス」、または「使用済みポットライニング」の廃棄物処理）などがある。このクラスには、独立した「第三者」「監査」を実施しようとする組織は含まれない。そのような組織は「ASI 認定」プロセスを経なければならず、それと同時に「ASI」の「メンバー」になることはできない。
GHG	温室効果ガスを参照。
GHG 排出削減戦略	「事業体」の排出削減計画を実行するための、将来を見通した戦略。広範囲にわたる一連の技術の導入、投資、調達、供給の方針を示す。
GHG 排出削減計画	「事業体」の実行可能な脱炭素化計画。削減を実現するものであるが、温暖化1.5°C未満シナリオに合致した他の制度も盛り込む。一定間隔での定量的目標を定めて、成功の基準を公表し、その基準に対する実績を公開する。
温室効果ガス (GHG)	赤外線放射を吸収する能力があり、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、「温室効果ガス」は、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。UNFCCC は、6 種類の GHG を対象としている。すなわち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、

	亜酸化窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、および六フッ化硫黄（SF6）である。
危険有害児童労働	児童の健康、安全もしくは道徳を害する恐れのある性質を有する業務またはそのような恐れのある状況下で行われる業務である。（「ILO 条約」第 182 号）ILO 勧告第 190 号には、労働が「危険有害児童労働」であるかどうかを判断する際に以下の事項を考慮するべきだとしている。 a. 児童を肉体的、心理的または性的な虐待にさらす業務 b. 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。 c. 危険な機械、設備および工具を用いる業務、または重量物の手作業による取り扱いもしくは運搬を伴う業務。 d. 不健康な環境で行われる業務（たとえば、危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなもの） e. 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に困難な条件の下での業務
有害廃棄物	バーゼル条約附属書Ⅲに規定されたいずれかの特性を持つ廃棄物、または国内法令によって有害とみなされる廃棄物。（the United Nations Environment Programme (UNEP), Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal（国連環境計画（UNEP）、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）（1989 年）から改変） 「非有害廃棄物」も参照されたい。
過去のアルミニウム事業	操業による「過去からの影響」をいう。
人権	国際的に認められた基準に基づいて、すべての人が「差別」なしに持っていると考えられる普遍的な権利および自由。少なくとも、国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、および「適用法」で規定された権利を含む。（UN Office of the High Commissioner on Human Rights（国連人権高等弁務官事務所）から改変）
人権デューデリジェンス	理性的かつ良識的な企業が、その環境（事業分野、事業環境、規模および類似分野）を考慮して、「人権」を尊重する責任を果たすために実施する継続的なマネジメントプロセス。（The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide（人権尊重についての企業の責任：解釈の手引き）（国連、2012 年）から改変） 「デューデリジェンス」も参照されたい。
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用もしくはぜい弱な立場に乗ずることまたは他の

	者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受すること。 「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性がある。「人身取引」は『現代の奴隷制度』とも言われている。（UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons（国連人身取引議定書）（2000 年）から改変）
HRIA	人権影響評価（Human Rights Impact Assessment）。
IFC	国際金融公社（International Finance Corporation）。IFC は、世界銀行グループのメンバーであり、発展途上国の民間企業に重点を置いた世界最大の開発組織である。（International Finance Corporation（国際金融公社）から改変）
ILO 条約	ILO 条約第 29 号 - 強制労働（1930 年） ILO 条約第 87 号 - 結社の自由および団結権保護（1948 年） ILO 条約第 95 号 - 賃金保護（1949 年） ILO 条約第 98 号 - 団結権および団体交渉権（1949 年） ILO 条約第 100 号 - 同一報酬（1951 年） ILO 条約第 105 号 - 強制労働廃止（1957 年） ILO 条約第 111 号 - 差別待遇（雇用および職業）（1958 年） ILO 条約第 138 号 - 最低年齢（1973 年） ILO 条約第 182 号 - 最悪の形態の児童労働（1999 年） 上に示した条約のうち下から 8 つの条約は ILO『中核条約』とも呼ばれており、これらの問題（「強制労働」、「児童労働」、「結社の自由」および「差別禁止」）は、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言（1998 年）でも扱われている。 ILO 条約第 155 号（1981 年）および条約第 187 号（2006 年） - 危険源の特定、教育訓練、衣服と個人用保護具の提供に関する基準および推奨事項を規定している。 ILO 条約第 176 号（1995 年） - 鉱山における安全衛生を扱う。第 3 部では、化学物質の取り扱い、緊急事態対応、従業員が地元当局に事故を報告する権利などの問題について、一般的な推奨事項を提示している。第 8 条では、それぞれの鉱山に適した緊急事態対応計画を要求している（ILO 勧告第 183 号では、この計画の内容についてより詳細に規定している）。

	「国際労働機関（ILO）」参照。
影響評価	重要な決定が行われて確約されるのに先立って、開発提案の生物物理学的、社会的、その他の関連する影響を特定、予測、評価、および低減するプロセス。 （International Association of Impact Assessment（国際影響評価学会）から改変）流出および漏洩などの重大事故のリスクアセスメントにも使用される。
先住民	「先住民」の多様性を考慮して、「先住民」の公式な定義は、いずれの国連機関でも採用されていない。そのかわりに国連諸機関では、以下の事項に基づいてこの用語の現代的な理解を策定した。 • 「先住民」としての個人レベルでの自己認識、および「先住民」のメンバーとしてのコミュニティによる受容 • 植民地以前または入植者以前の社会との歴史的連続性 • 地域および周囲の天然資源との強いつながり • 独特な社会的、経済的、または政治的システム • 独特な言語、文化、および信仰 • 社会における非優勢集団の出身 • 独特な集団およびコミュニティとして、祖先の環境およびシステムを維持および再生する決意 （UN Permanent Forum on Indigenous Issues（国連先住民問題に関する常設フォーラム）から改変）
間接 GHG 排出	所定の産業プロセスまたは人為的活動の結果としての排出であるが、そのプロセスから直接発生しないもの（たとえば、原材料インプットの製造、消費または変換されたエネルギーの生産）。「直接 GHG 排出」も参照されたい。
産業ユーザー	以下に示す組織が利用できる「ASI」メンバーシップクラス。(1)航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野でアルミニウムを含有する消費者向けまたは民生用製品を製造する組織(2)飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の包装に「アルミニウム」を使用する組織「産業ユーザー」はその「施設」または「製品」のうち少なくとも1つ以上の「ASI 認証」を受けようと努める必要がある。
流入	「事業体」またはそのサプライチェーン活動の中に向かう、すべての材料（「CoC」および「非 CoC」の両方を含む）の全般的な流れ。
内部で発生したスクラップ	「アルミニウム」を回収する前に、発生した「事業体」の「認証範囲」から外へ出ていない「プレコンシューマスクラップ」、および製造プロセスまたはそれに類似するものによる廃棄ストリームから外れた「アルミニウム」含有材料であって、その材料が発生したのと同じプロセスで再生されるもの。
インプット	「事業体」の「認証範囲」に入ってくる、「CoC 材料」+「適格なスクラップ」の流れ。

インプット率	「CoC 材料」の「アウトプット量」を決めるのに使われる割合。「CoC 材料」および「適格なスクラップ」の「インプット」を、「CoC 材料」＋「非 CoC 材料」＋「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット」の合計値で除算して計算する。
インプット量	「事業体」の「認証範囲」に入ってくる、「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の質量。
中間目標	「事業体」が、「GHG 排出削減計画」の一環として、3、4、または5年間のうちに、あらかじめ定められた「GHG」排出原単位の値を達成することを示す個別のマイルストーン。
内部オーバードロー	「事業体」の「材料会計システム」が、不可抗力事由により「材料会計期間」内で「アウトプット量」が「インプット量」を一時的に超過する状態を許可した場合。「内部オーバードロー」は、次の「材料会計期間」内で精算しなければならない。
国際労働機関 (ILO)	三者構成による国連機関。1919年に設立され、187の加盟国から政府、使用者、労働者の代表が集まって、労働基準の設定、政策の策定、すべての男女のための適正な労働を推進するためのプログラムの立案を行っている。ILOには、安全衛生の問題を扱う80以上の条約および勧告がある。これらは、特定の産業、さまざまな部門に影響を与えるリスク、および予防措置または保護措置に関するものである。こうした勧告は、政府規制で取り込まれる場合もあるが、企業が追加の指針を示すこともある。International Labour Organisation (国際労働機関) から改変) 「ILO 条約」も参照されたい。
事業体内フロー	「事業体」の「認証範囲」内におけるサプライチェーン活動相互間での「CoC 材料」の動き。
IPAF	先住民族諮問フォーラム (Indigenous Peoples Advisory Forum)。
ISEAL	ISEAL は、代表的な世界規模の持続可能性基準活動である。 ISEAL Alliance (ISEAL アライアンス)。
ISO	国際標準化機構 (International Organisation for Standardisation)。
合併事業	「合併事業」は、2つ以上の独立した当事者が集まって、特定の事業活動またはプロジェクトを共同で実行する場合に形成される。当事者相互の体制は、通常、以下の方式のいずれかに正式決定される (詳細は「適用法」によって規定される)。 • 会社 • パートナースhip • 非法人契約関係

労働組合	「労働者」の利益を促進し保護する職務上の目的で組織された、「労働者」の任意団体。職種別組合、または「労働者」組織とも呼ばれる。(SA8000:2014から改変)
LCA	「ライフサイクルアセスメント」参照。
主任監査人	「ASI 監査」の実施全体に責任を持つ適格者であって、「監査チーム」を統率できる人。
過去からの影響	修復されておらず「影響を受ける人や組織」に今でも影響を与えている「施設」において、過去に発生した重大な影響。これらの影響は以下に示す時点で発生した可能性がある。 「認証」以前 - 現在の所有者が「施設」を購入する前 「施設」の設立時 「過去からの影響」は、何年も前に発生している場合がある。上記の要求事項に合致する「過去からの影響」が考慮されていない場合、『最終期限』はない。
ライフサイクルアセスメント (LCA)	「LCA」とは、ライフサイクル全体を通しての、材料およびエネルギーのインプットおよびアウトプット、ならびに製品またはサービスシステムの機能に直接起因する関連した環境影響をまとめて評価するための体系化された一連の手順である (ISO 14040 : 2006)。★LCA は、物体、製品、または原材料が環境またはエコシステムに対して与える影響の分析である。
ライフサイクルインベントリ (LCI)	製造の各段階に関連する、エネルギーおよび原材料のインプットならびに大気、地上および水への環境放出を定量化するためのデータのインベントリ (ISO 14040 : 2006)。★
アルミ溶湯	溶融した形態の「アルミニウム」。
LME	ロンドン金属取引所 (London Metal Exchange) 。
地元コミュニティ	事業またはプロジェクトに地理的に近接した場所に所在する人々または地域社会、特に、物理的環境、健康または生活について、現実、または潜在的に、プロジェクトに関連する直接のリスクまたは悪影響を受ける人々または地域社会に対して一般的に適用される用語。また、特定の地域に住む人々または家族の集団について言うことが多い。場合によっては、共通の利害関係 (水利組合、漁業、牧畜業、放牧業など) がある。共通の文化的および歴史的伝統を持つことも多い。その一体感の度合いはさまざまである。(IFC Performance Standard 1 - Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts - Guidance Note (IFC パフォーマンス基準 1 - 環境および社会へのリスクおよび影響の評価およびマネジメント - ガイダンスノート) から改変)。

M&E	監視および評価。
重大な変更	「メンバー」が「ASI」に加入した後に発生した、既存「施設」に対する大幅な変更。これは、評価されていない環境または「人権」に対する「重大な」リスクとなる可能性のある変更、または以前の「影響評価」と比べて状況が変化する変更となりうる。
重大な不適合	定義された「認証範囲」内において、「事業体」の方針、システム、手順およびプロセスが、以下のいずれかの理由により個別基準に適合した形で実施されていない状況。 - 必要な個別基準の施行の全体的な欠如 - システム上の欠陥または必要な統制の全体的な欠如 - 施行が不十分であることを示す、関連、反復または持続した一連の「軽微な不適合」 また、「事業体」が「適用法」を遵守しておらず、そうした状態が労働者、環境またはコミュニティに「重大なリスク」を与えているという状況の場合もある。 「重大なリスク」は通常、「事業体」または「監査人」による内部リスクプロセスにより定義されることに留意されたい。ただし、以下の可能性が高い状況も考慮すべきである。 1人以上の人間の終身部分障害もしくは就労不能障害もしくは死亡につながる傷害または疾病 - 環境、敏感な種、生息地、エコシステムまたは文化的に重要な地域への長期的かつ不可逆的な影響 - 地元コミュニティ（1つのステークホルダーグループ）内の大多数、または複数のステークホルダーグループに影響を与えることによる、「事業体」の『社会的な操業許可』を維持できる能力への影響
マネジメント代表者	「基準」の要求事項への適合を確保するために、会社によって任命されたシニアマネジメントのメンバー。（Social Accountability International（ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル）、SA8000:2008 から改変）
マネジメントシステム	作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書。 （Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013（責任ある宝飾協議会実施規範 2013）から改変）
マスマンシステム	「CoC 材料」を「保管」する一連の「事業体」それぞれに「CoC」「認証」を受けることを義務付けており、「アルミニウム」のサプライチェーンのあらゆる段階で、定義される「材料会計期間」にわたり、「事業体」が「保管」する「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することを認めているシステム。

	「CoC 材料」の「インプット率」を用いて、「CoC 材料」の「アウトプット量」を算出する。 「CoC」「基準」は、「CoC 材料」の「アウトプット」を『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、「アウトプット」の 20%が「CoC」である場合、その 20%は 100%「CoC」となる（すべての「アウトプット」が『20%「CoC」』となるわけではない）。
材料会計期間	「CoC 材料」、「適格なスクラップ」、「インプット」および「アウトプット」の会計処理および調整を行う、12 ヶ月を超えない期間。
材料会計システム	「事業体」の「マネジメントシステム」の一部で、「CoC 材料」の「インプット」および「アウトプット」の管理および会計処理に用いる。単独のシステムでも、購買、在庫、会計その他のシステムと統合されていてもよい。
材料加工	「鑄造製品」または「アルミニウム」半製品をさらに加工して（たとえば、切削、スタンピング、曲げ、接合、鍛造、製品鑄造、包装材製造など）、最終組み立てまたは充填、および最終顧客への販売のために使用または販売される、製品または部品とすること。
成熟度カテゴリー	「事業体」の「全般的成熟度評価」の決定に用いられる、以下の 3 つの部分。 - システム 「残存リスク」 - パフォーマンス
成熟度評価	定義された「持続可能性の構成要素」に割り当てられているシステム、「残存リスク」およびパフォーマンスの観点からの成熟度評価（低、中またはまたは高）。これは「監査人」が決定する。
重大な（リスク） 重大性	合理的な人が重要と考える外部のリスク、または「事業体」にとって財務的リスクに変わる可能性のある影響。 財務情報の重大性という主要な会計上の概念を拡張して、ESG およびその他の持続可能性の影響を包含している（『二重の重大性』）。
メンバー	「ASI メンバー」を参照。
移住労働者	国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者。（UN Convention on the Rights of Migrants（国連移住労働者の権利に関する条約）から改変）
鉱山リハビリテーション	影響を受けた土地を安定した生産可能な状態に修復すること。 （International Council on Mining and Metals（鉱業および金属に関する国際評議会））

製錬時排出量	鑄造「アルミニウム」インゴットまたはその他の製錬「鑄造製品」の生産での製錬活動に関連した、直接および間接の「温室効果ガス」排出。「GHG」プロトコルの事業者排出量算定でスコープ1、2 および3（カテゴリー1、3 および4）に相当する。
軽微な不適合	定義された「認証範囲」内の「事業体」の「方針」、システム、「手続」およびプロセスが、個別基準に完全には適合していない形で実施されており、かかる形での実施はパフォーマンス、規律または統制のいずれかの例外的な欠如に起因しているが、「重大な不適合」につながるものではない。
現代奴隷法ステートメント	公開されている企業のステートメントで、役員レベルが署名し、企業が自社の事業所および供給者の事業所において現代の奴隷制度を特定し防止するためにとる措置の概要を記述する。
マルチサイト組織／事業体	「事業体」の活動を行う現場または支店網の運営を管理または監督するものと指定した総本社（または部門別会社または地域本社など）を有する「事業体」。「マルチサイト組織」は1つの法人である必要はないが、すべての現場は総本社と法的または契約上のつながりを持ち、共通のマネジメントシステムの管理下にあるべきである。
新たなプロジェクト	「メンバー」が「ASI」に加入した後に建設された、新たな「施設」。
NGO	非政府組織（Non-Government Organisations）。
非 CoC 材料	「Coc 基準」に従って製造または搬送されていない、「ボーキサイト」、「アルミナ」「アルミ溶湯」、「アルミ素材」または「アルミニウム」の形態の材料。
不適合	定義された「認証範囲」内の「事業体」の「方針」、システム、「手続」またはプロセスが、適用される「ASI 基準」に適合していない状態。
非有害廃棄物	「有害廃棄物」とみなされない、他のあらゆる形態の固体または液体の廃棄物（廃水を除く）。 「有害廃棄物」も参照されたい。
非該当	定義された「認証範囲」内の「事業」または「事業」活動の性質により、「事業体」による個別基準の施行が不可能である。
客観的証拠	事実に関する検証可能な情報、記録、観察結果または明細書で、質的または量的のどちらでも良い。
労働安全衛生（OH&S）	労働または雇用に従事する人々の安全、衛生、福祉の保護に関すること。（Safe at Work（職場の安全））
OECD	「経済協力開発機構」を参照。
OH&S	「労働安全衛生」（OH&S）を参照。

OMR	「全般的成熟度評価」を参照。
経済協力開発機構 (OECD)	経済成長および世界貿易の振興のために、1961 年に設立された政府間経済組織。36 の加盟国の他に、ブラジル、インド、中国などがキーパートナーとなっている。 (OECD から改変)
アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売	最終製品、消費者向け製品、または製品の組み立て、製造または販売において「アルミニウム」を使用するサプライチェーン活動であって、当該製品に含まれる「アルミニウム」(成分)の組成または構造を物理的または化学的に変更しないもの。
流出	「事業体」またはそのサプライチェーン活動から外に向かう、すべての材料(「CoC」および「非 CoC」の両方を含む)の全般的な流れ。
アウトプット	「事業体」の「認証範囲」から出ていく、「CoC 材料」の流れ
アウトプット量	「事業体」の「認証範囲」から出ていく、「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の質量。
外部委託先	ある「事業体」を代理して「CoC 材料」の加工、処理または生産を行う目的で、その「事業体」の「CoC 材料」を「保管」する個人、企業その他の「事業」。自身が「CoC」「認証され」ていない「外部委託先」は、「事業体」の「CoC 認証範囲」に含まれなければならない。「外部委託先」という立場は、「CoC 材料」の種類が変更される(たとえば、「ASI ボーキサイト」を「ASI アルミナ」に変換する)場合のトーリング契約またはそれに類似するものには適用されない。
全般的成熟度評価(OMR)	定義された「認証範囲」に割り当てられているシステム、「残存リスク」およびパフォーマンスの観点からの成熟度評価(低、中または高)。これは「監査人」が決定する。
監督	保証提供者が、特定の保証業務を実施する能力を備えていることを実証するための審査。 (ISEAL Assurance Code V2.0I (SEAL 保証規範第2 版)を出典とする ISO 17000 から改変)
時間外労働	所定労働時間に加算される労働時間で、任意によるもの。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範 2013) から改変)
パフォーマンス基準	「ボーキサイト」の採掘から、民生用および消費者向け製品の製造ならびに「アルミニウム」の「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」のリサイクルまで、「アルミニウム」の製造および素材管理に関連する持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの「原則」および個別基準を定義する、「ASI」による「基準」。

方針	原則および目的の表明。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範 2013) から改変)
プラス残高	「事業体」の「材料会計システム」の記録において、「材料会計期間」末時点で、「事業体」の「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の総「インプット」が、他の「事業体」に搬送する「事業体」の「CoC 材料」の総「アウトプット」を超えている場合の純差額。
鋳造後処理	「鋳造製品」製造後の「アルミニウム」のさらなる加工、処理または製造。半製品化、材料加工、生産、さらなる製造、組み立て、製品化または建築もこれに含まれる。
鋳造後工程を取り扱う事業体	「鋳造製品」製造後の「アルミニウム」のさらなる加工、処理または製造を行う「事業体」。「半製品化」、「材料加工」、生産、さらなる製造、組み立て、製品化または建築に従事する「事業体」もこれに含まれる。
ポストコンシューマスクラップ	消費者向けまたは民生用製品で、そのエンドユーザーとしての個人、家庭もしくは商業、工業および公共の施設により本来の用途で使用され、そうした用途で使用できなくなったものから再生された、「アルミニウム」を含む材料。 (出典：ISO 14021:2016)
プレコンシューマスクラップ	製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れた「アルミニウム」を含む物質で、意図的に製造されておらず、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないもの。(出典：ISO14021:2016)
アルミニウム新地金	「アルミナ」製造のための精製、および「アルミニウム」製造のための製錬により、ボーキサイト鉱石から製造される「アルミニウム」。
原則	「ASI パフォーマンス基準」の個別基準が目的とする影響の表明。
優先エコシステムサービス	「優先エコシステムサービス」には、2 つの要素がある。 • 業務が影響を及ぼす可能性の最も高いサービスであって、「影響を受ける人や組織」に悪影響を及ぼす結果となるもの • 「事業体」がその業務のために直接依存しているサービス (たとえば、水)
手順	活動またはプロセスの具体的な実施方法。「手順」は文書化してもしなくても良い。
製品	「ASI」「メンバー」が製造した「アルミニウム」で構成される、またはこれを含有する製品。
製品／プログラム	「ASI メンバー」が管理する一連の活動または特定の市場などに焦点を当てた製品またはプログラムで、「認証範囲」の定義に用いられる。

製品カーボンフットプリント (PCF)	「製品カーボンフットプリント」とは、製品およびサービスに関連する「温室効果ガス」排出を測定、管理、および伝達する手段である。カーボンフットプリントは LCA に基づくが、地球温暖化係数のみに焦点を置く。
製品環境フットプリント (PEF)	カーボンフットプリントまたはウォーターフットプリントと異なり、「LCA」アプローチを使用して、製品の影響を複数指標で測定する。PEF 調査は、製品のライフサイクルを通じて、定量化可能な環境への影響（水、空気、および土への排出、資源の利用と消耗、土地利用による影響を含む）を測定する手段である。
製造および加工	以下に示す活動のうち1つ以上を行う組織が利用できる「ASI」メンバーシップクラス。「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」、「半製品化」、または「材料加工」。製造および加工メンバーはその「施設」または「製品」のうち少なくとも一つ以上の「ASI 認証」を受けるよう努めなければならない。
保護地域	地理的に定義された地域であって、特定の保護目的を達成するために、指定または規制および管理されたもの。（ Convention on Biological Diversity Article 2 （生物多様性条約第2条））
暫定認証	少なくとも1つの「重大な不適合」が発見された場合の認証。
適格スペシャリスト	関連する分野において特定の知識または専門的経験を持っている個人。組織内部の人または外部の人、いずれであってもよい。知識または専門的経験は、教育によるもの、または現場で学んだもの、いずれでもよい。ただし、プロジェクトの規模および範囲に適したものである必要がある。
リハビリテーション	「鉱山リハビリテーション」を参照。
報酬	使用者が労働者に支払う金額。賃金または給料、およびその他の現金または現物によるあらゆる便益を含む。（ ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Compensation （ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 報酬）から改変）
再認証監査	「メンバー」の「認証」を更新するために、「認証期間」の最後に実施される「認証監査」。
認知された基準またはスキーム	「ASI 基準」委員会によって認知され、「ASI」理事会で承認された、外部の「基準」または「スキーム」。
採用にかかる料金、経費および手数料	「労働者」が雇用または職業紹介を確保するための、採用プロセスにおける料金または経費。その賦課または集金の方法、時期、場所を問わない。（ILO 公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義）

リサイクル可能なスクラップ材料	「プレコンシューマスクラップ」、「ポストコンシューマスクラップ」、および「ドロス」から回収された「アルミニウム」、またはその他のあらゆる形態の「アルミニウム」を含有する「廃棄物」。
リサイクル・アルミニウム	再溶解（「アルミ溶湯」製造のため）および「アルミニウム精製」（「アルミニウム」の不要な成分または不純物を除去）などの加工により製造された「アルミニウム」。「リサイクル・アルミニウム」は「アルミニウム」二次地金とも呼ばれる。
登録スペシャリスト	「ASI 基準」の施行または評価を支援できる技術専門家として「ASI」に登録された人物。「登録スペシャリスト」は「メンバー」および「監査人」が使用できる。
リハビリテーション	「鉱山リハビリテーション」を参照。
再定住行動計画	影響を受ける人数にかかわらず、失われる土地その他の資産を完全に代替する費用の補償を含む、少なくとも「IFC」「パフォーマンス基準」5 で適用される要求事項に適合するために策定された計画。この計画は、移転による悪影響を軽減し、開発の機会を特定し、再定住の予算およびスケジュールを策定し、ならびに影響を受けるすべてのカテゴリーの人々に対する権利付与を確立するために作成される。貧困層および「弱者またはリスクにさらされている」人々のニーズに特に注意する。（ IFC Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement （IFC パフォーマンス基準 5 - 用地取得および非自発的住民移転）（2012 年）から改変）
残存リスク	目的に影響を与える何かが起こる可能性であって、結果および発生確率の観点から測定する。これは、リスク軽減手段を実施する原因となる。
有権者	プロジェクトまたは関連する活動によって、「人権」がリスクにさらされている、または影響を受ける、集団的権利を与えられた人またはグループ（たとえば「先住民」）。たとえば、採取活動によって唯一の水源地が影響を受ける「地元コミュニティ」に住む個人は、「有権者」となる可能性がある職場での差別に直面している「労働者」も、「有権者」となりうる。
ソルトスラグ（スラグ）	「アルミニウム」スクラップをフラックス塩と共に再溶解した後に発生する残留物。フラックス特性が失われる量の金属性および非金属性粒子が内部に取り込まれた塩で構成される。『ソルトケーキ』とも言う。（ Aluminium Recycling in Europe 、（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）
スキーム	認証制度または同様の制度を意味する総称。ただし、認証制度とは、「第三者」の認証「監査人」が、認証「基準」に対する認証監査を実施するための一連の共通の要求事項である。 認証制度の例としては、ISO 14001、ISO 45001、SA 8000 などの国際標準に対する認証、または第三者認証を伴う業界またはサプライチェーン「基準」（たとえば、森林管理協議会もしくは責任ある宝飾協議会の加工・流通過程の管理「基準」）などがある。

	また、同様の制度とは、認証制度に類似した、一般に認められている「基準」および評価プログラムであって、認証という結果を伴わないものである。 同様のイニシアチブの例としては、国際的に認められているが正式な認証制度を構成していないもの（たとえば、金融機関が採用している国際金融公社「基準」または赤道原則）、または広く認められているその他の国際標準およびガイドライン（たとえば、グローバルレポーティングイニシアチブのガイドラインまたは国連人権宣言）などがある。その他に、同様のイニシアチブの例としては、特定の地域もしくは場所、または特定の製品もしくは業界（たとえば、建築物もしくはエネルギー供給）、またはサプライチェーンの特定の部分（採掘もしくはリサイクル）でのみ実施もしくは認知されている特定の持続可能性制度がある。
科学的根拠に基づくアプローチ	最新の気候科学がパリ協定の目標（地球温暖化を産業革命以前のレベルと比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること）に合致するために必要とみなしている内容にふさわしい行動。
スコープ1の GHG 排出	「施設」が所有または「管理」する排出源からの直接の「温室効果ガス」排出。（ The Greenhouse Gas Protocol （温室効果ガスプロトコル））
スコープ2の GHG 排出	購入した電気、熱または蒸気の消費による間接 GHG 排出。（ The Greenhouse Gas Protocol （温室効果ガスプロトコル））
スコープ3の GHG 排出	その他の間接排出。たとえば、購入した素材および燃料の採取および製造、「事業体」が所有または「管理」していない車両による輸送関連活動、スコープ2の対象外となる電気関連活動（たとえば送配電損失）、外部委託された活動、廃棄物処理など。（ The Greenhouse Gas Protocol （温室効果ガスプロトコル））
スコープ変更監査	監査の種類であって、「認証範囲」の変更を有効にするもの。
セクター別脱炭素アプローチ	産業革命以前のレベルと比べて気温上昇を 2℃未満に維持するのに必要となる「GHG 排出」削減目標を企業が設定するための科学的な情報に基づく方法。これは、科学的根拠に基づく目標イニシアチブによって開発されたものである。
自己評価	「ASI 認証」を受けようとする「メンバー」が実施する評価で、自身の「認証範囲」を説明し、「ASI 基準」の適用要求事項に関する自身のパフォーマンスに対する事前評価を行う。「自己評価」は「認証監査」への準備態勢を測り、パフォーマンス改善のための是正処置の必要性を特定し、「認証監査」中に必要となる「客観的証拠」を特定するために用いることができる。
半製品化	後の「材料加工」またはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けた中間加工段階としての「鍛造製品」の圧延または押出。半製品の例としては、薄板、箔、缶材、押出ロッド、バー、型材、パイプ、チューブ、およびその他の圧延製品（たとえば、荒引線、ワイヤー、粉末、ペースト）。

重大なリスク	「重大なリスク」は通常、「メンバー」または「監査人」によるリスクプロセスで定義される。ただし、以下の可能性が高い状況も考慮すべきである。 1人以上の人間の終身部分障害または就労不能障害または死亡につながる傷害または疾病 - 環境、敏感な種、生息地、エコシステムまたは文化的に重要な地域への長期的かつ不可逆的な影響 「地元コミュニティ」（1つのステークホルダーグループ）内の大多数、または複数のステークホルダーグループに影響を与えることによる、「メンバー」の『社会的な操業許可』を維持できる能力への影響
スラグ	「ソルトスラグ」を参照。
SME	中小企業（Small and Medium-Sized Entities。）。
使用済みポットライニング (SPL)	電界槽（ポット）の改修によって発生する「アルミニウム製錬」プロセスの副産物。この汚染されたポットライニングは、ファーストカット SPL と呼ばれる炭素質の破片およびセカンドカット SPL と呼ばれる耐火材料で構成される。ファーストカット SPL およびセカンドカット SPL は、フッ化物、シアン化物、および活性金属成分を含むので「有害廃棄物」とみなされる。使用済みポットライナーまたは使用済みセルライナーとも呼ばれる。 「処理済 SPL」および「未処理 SPL」も参照されたい。
流出および（または）漏洩	人間の健康、土地、植物、水域、および地下水に影響を及ぼす有害物質の偶然による放出。（GRI Standards Glossary（GRI 基準用語集）、2021 年 p17 から改変）
ステークホルダー	プロジェクトまたはその「関連施設」によって直接もしくは間接に影響を受ける個人もしくはグループ、およびプロジェクトに対する利害関係がありうる人、またはプロジェクトの結果に対して正または負の影響力がありうる人。「デューディリジェンス」の観点からは、影響を受ける「ステークホルダー」（その例を以下に示す。ただし、これらに限らない）は、関与する優先順位が高い。 「労働者」（地元の「労働者」および「移住労働者」を含む）ならびに「労働組合」 - 土地所有者およびその他の資源利用者 - 零細採掘者 - 政府（地方、地域、国） - 市民団体（環境団体およびコミュニティによる団体、地元の「人権」擁護者を含む） さらに、有意義な関与において重要な可能性のある、利害関係のある「ステークホルダー」を以下に示す。 - 同業他社 - 投資家／株主

	• ビジネスパートナー • 科学コミュニティ • メディア • エコシステムおよび生物多様性の特性（その擁護者が代表となる） （OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractives Sector（OECD 採掘業界の有意義なステークホルダー参加のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス）から派生）
基準	共通かつ反復的利用のために、製品もしくは関連するプロセスおよび生産方法についての規則、ガイドライン、または特性を規定する文書であって、その遵守は任意であるもの。（ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（ISEAL 社会環境基準設定のための適正実施規範）） 「ASI 基準」も参照されたい。
適合証明書	「適合証明書」は「主任監査人」が完成させ署名するもので、以下を含む。 • 「認証」の交付を目的とした、「メンバー」が定義した「認証範囲」に対する、総合的な「適合性」の判断。 重大な利益相反がなかったことを含む、「監査」の実施条件の確認。
事業改善提案	「方針」、システム、手順およびプロセスが適用「ASI 基準」に「適合」しているものの、これらの現行のプロセスについて改善の余地があると「監査人」が判断した状況。「事業改善提案」は他の権利に影響を及ぼすことなく提供され、その実施は強制されない。次回の「監査」では、「事業改善提案」の実施または非実施に基づいて判断を行ってはならない。
監査概要報告書	「ASI」ウェブサイトに掲載される、「監査報告書」の抜粋。
補足情報	「CoC 文書」に盛り込むことのできる追加の情報。たとえば、第三者経由で出荷された「CoC 材料」の明記、「CoC 材料」または供給元の「事業体」に適用される、ASI「認証」以外の追加の認証または認定に関する言及、原産地、出所、もしくはサプライチェーンにおける慣行に関する追加の表示、またはウェブサイトのリンクによるその他の一般情報などがある。
サーベイランス監査	「メンバー」が定義された「認証範囲」内で適用「ASI 基準」への適合を継続していることを保証するために、「監査人」が「認証期間」中に実施する独立したレビュー。
持続可能性の構成要素	「持続可能性の構成要素」は以下の要素であり、「ASI パフォーマンス基準」の構造に組み込まれている。 • ガバナンス • 環境

	社会
持続可能性データ	「CoC 文書」に盛り込むことのできる、「ASI アルミニウム」の社会、環境または経済上の利点を裏付けるデータ。
持続可能性報告書	企業または組織の日常活動によって発生する経済、環境、および社会への影響について企業または組織が発行する報告書。 (Global Reporting Initiative (グローバルレポーティングイニシアチブ) から改変) 。この報告は、1つの報告書によって実施してもよいし、「事業体」が公開する異なる種類の情報の組み合わせによって実施してもよい。
第三者	評価を受ける人物または組織、およびこれらに対する重大な利害関係から独立した人物または機関。
商社	直接または間接に生産者と購入者の間に立って、「ボーキサイト」、「アルミナ」または「アルミニウム」を購入および販売する、独立した「第三者」。「ボーキサイト」、「アルミナ」または「アルミニウム」が「商社」の「管理」下にあるとき、それを混合してもよいが、いかなる方法であっても変換しないものとする。
処理済の使用済みポットライニング (処理済 SPL)	無害化プロセスまたはフッ素化合物およびシアン化合物の除去／中和プロセスなど、活性を変化させて有害な特性を除去するための処理を完全にまたは部分的に実施した SPL。
未処理使用済みポットライニング (未処理 SPL)	活性を変化させて有害な特性を除去するための処理を完全にまたは部分的に実施していない「SPL」。
暴力およびハラスメント	1 回限りのものであるか反復するものであるかを問わず、身体的、心理的、性的または経済的損害を目的とし、またはこれらの損害をもたらし、もしくはもたらすおそれのある一定の容認することができない行動および慣行またはこれらの脅威をいい、ジェンダーに基づく暴力およびハラスメントを含む。 (ILO 190 1(a) より引用)
訪問者	「事業体」の「施設」、事業場または「事業体」の「管理」下にある場所を訪問している人であって、その「施設」、事業場、場所の「労働者」ではない人。
弱者またはリスクにさらされている	権利が否定されるリスクのある人々、または権利を確保する能力または手段を持たない人々
廃棄物	「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」を包含する用語。
廃棄物ミティゲーションヒエラルキー	「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」は、「廃棄物」の発生、保管、取り扱い、処理、輸送および処分に関連する影響から人間の健康および環境を保護する、最も好ましいものから最も好ましくないものまで、一連のプロセスの選択肢と要約することができる。このヒエラルキーは、原材料およびプロセス操作の便益を最大化し、「廃棄物」の発生を最小化することを目指すものであ

	る。以下に示すように、再利用、リサイクルおよび回収のコンセプトを含んでいる（好ましい選択肢から好ましくない選択肢という順で並んでいる）。 1. <u>回避</u>。家庭、産業、およびすべてのレベルの政府によって生み出される廃棄物について、抑制または減量するための行動を含む。 2. <u>資源回収</u>。再利用、リサイクル、再処理、およびエネルギー回収を含む。回収した資源の最も効率的な利用に合致する。 3. <u>処分</u>。すべての処分という選択が、環境に最も責任ある方法で行われるようにするマネジメントを含む。 (Environmental Protection Authority NSW および European Union Waste Framework Directive (NSW 環境保護局および EU 廃棄物枠組み指令) から改変)
水流域	すべての水流および降雨が共通の出口に向かって流れる陸上の地域。共通の出口とは、貯水池、湾口、または河川流路に沿ったいずれかの地点への流出である。水流域という言葉は、集水域、流域と同じように使われることがある。 (United States Geological Survey (USGS) (米国地質調査所) から改変)
労働時間	雇用されている人を使用者が自由に使える時間。 (ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Working Time (ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 労働時間) から改変) 「時間外労働」も参照されたい。
世界遺産	1972 年のユネスコ文化遺産条約に規定された場所。「ASI」の個別基準は、鉱業および金属に関する国際評議会 (ICMM) の 2003 年鉱業および保護地域に関するポジションステートメントと整合している。(International Council on Mining and Metals 2003 (鉱業および金属に関する国際評議会、2003 年))
労働者	従業員（明示か黙示かを問わず、かつ、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法」で定められた、労働契約または雇用もしくは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人）、および「委託先」（労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体）。誤解を避けるために言えば、「労働者」には「移住労働者」を含む。(Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範 2013) から改変)
最悪の形態の児童労働	「ILO 条約」第 182 号で以下のように定義されている。 a. 児童の人身取引、負債による束縛、強制労働、および武力紛争における児童の使用等のあらゆる形態の奴隷制度。 b. 売春、ポルノの製造またはわいせつな演技のために児童を使用し、あつせんし、または提供すること。 c. 不正な活動、特に薬物の生産および取引のために児童を使用し、あつせんし、または提供すること。

	児童の健康、安全もしくは道徳を害する恐れのある性質を有する業務またはそのような恐れのある状況下で行われる業務。
--	---



Aluminium Stewardship Initiative Ltd
(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org

